

15

有幌町・勝納町・新富町・住ノ江(一部を除く)・住吉町・
信香町・若竹町(一部を除く)・若松・入船2丁目5番8号、
6番1号、17番1~3号・10~11号、18番1~8号・
潮見台1丁目17番26~33号、18番 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和3年4月から 令和4年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
.	.	.	かん等 1	可燃 2
プラ類 5	可燃 6	.	紙類 8	可燃 9
プラ類 12	可燃 13	不燃 14	かん等 15	可燃 16
プラ類 19	可燃 20	.	紙類 22	可燃 23
プラ類 26	可燃 27	不燃 28	かん等 29	可燃 30

5

月	火	水	木	金
プラ類 3	可燃 4	.	紙類 6	可燃 7
プラ類 10	可燃 11	不燃 12	かん等 13	可燃 14
プラ類 17	可燃 18	.	紙類 20	可燃 21
プラ類 24	可燃 25	不燃 26	かん等 27	可燃 28
プラ類 31

6

月	火	水	木	金
.	可燃 1	.	紙類 3	可燃 4
プラ類 7	可燃 8	不燃 9	かん等 10	可燃 11
プラ類 14	可燃 15	.	紙類 17	可燃 18
プラ類 21	可燃 22	不燃 23	かん等 24	可燃 25
プラ類 28	可燃 29	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
.	.	.	紙類 1	可燃 2
プラ類 5	可燃 6	不燃 7	かん等 8	可燃 9
プラ類 12	可燃 13	.	紙類 15	可燃 16
プラ類 19	可燃 20	不燃 21	かん等 22	可燃 23
プラ類 26	可燃 27	.	紙類 29	可燃 30

8

月	火	水	木	金
プラ類 2	可燃 3	不燃 4	かん等 5	可燃 6
プラ類 9	可燃 10	.	紙類 12	可燃 13
プラ類 16	可燃 17	不燃 18	かん等 19	可燃 20
プラ類 23	可燃 24	.	紙類 26	可燃 27
プラ類 30	可燃 31	.	.	.

9

月	火	水	木	金
.	.	不燃 1	かん等 2	可燃 3
プラ類 6	可燃 7	.	紙類 9	可燃 10
プラ類 13	可燃 14	不燃 15	かん等 16	可燃 17
プラ類 20	可燃 21	.	紙類 23	可燃 24
プラ類 27	可燃 28	不燃 29	かん等 30	.

10

月	火	水	木	金
.	.	.	.	可燃 1
プラ類 4	可燃 5	.	紙類 7	可燃 8
プラ類 11	可燃 12	不燃 13	かん等 14	可燃 15
プラ類 18	可燃 19	.	紙類 21	可燃 22
プラ類 25	可燃 26	不燃 27	かん等 28	可燃 29

11

月	火	水	木	金
プラ類 1	可燃 2	.	紙類 4	可燃 5
プラ類 8	可燃 9	不燃 10	かん等 11	可燃 12
プラ類 15	可燃 16	.	紙類 18	可燃 19
プラ類 22	可燃 23	不燃 24	かん等 25	可燃 26
プラ類 29	可燃 30	.	.	.

12

月	火	水	木	金
.	.	.	紙類 2	可燃 3
プラ類 6	可燃 7	不燃 8	かん等 9	可燃 10
プラ類 13	可燃 14	.	紙類 16	可燃 17
プラ類 20	可燃 21	不燃 22	かん等 23	可燃 24
プラ類 27	可燃 28	.	紙類 30	可燃 31

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
3	可燃 4	不燃 5	かん等 6	可燃 7
プラ類 10	可燃 11	.	紙類 13	可燃 14
プラ類 17	可燃 18	不燃 19	かん等 20	可燃 21
プラ類 24	可燃 25	.	紙類 27	可燃 28
プラ類 31

2

月	火	水	木	金
.	可燃 1	不燃 2	かん等 3	可燃 4
プラ類 7	可燃 8	.	紙類 10	可燃 11
プラ類 14	可燃 15	不燃 16	かん等 17	可燃 18
プラ類 21	可燃 22	.	紙類 24	可燃 25
プラ類 28

3

月	火	水	木	金
.	可燃 1	不燃 2	かん等 3	可燃 4
プラ類 7	可燃 8	.	紙類 10	可燃 11
プラ類 14	可燃 15	不燃 16	かん等 17	可燃 18
プラ類 21	可燃 22	.	紙類 24	可燃 25
プラ類 28	可燃 29	不燃 30	かん等 31	.

※ごみ・資源物の分け方・出し方
○生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
○資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
○針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
○はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
※収集日当日の朝8時30分までにしてください。
※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方
単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件をすべて満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
○長さが1m以下のもの。
○ひとつの重さが50kg以下のもの。
○容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
(計算方法:縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≤100となるもの)
透明・半透明の袋や段ボールに入れ貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
※粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集依頼してください。(有料となります)

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
㈱ 大森産業	22-3389
㈱ 小樽衛生化学工業	54-7506
㈱ 小原興業	54-8316
㈱ クリーンサービス	64-5300
㈱ 北海道木村	0133-72-6028
㈱ 松本産業	34-1677